

**2019度同志社大学大学院司法研究科**  
**履修免除試験問題解説**  
**民事訴訟法**

**第1問**(配点:4×5=20点)

条文や基本概念の知識を問う○×問題である。解答は以下の通りとなる。

- (1)○ 訴訟行為は、実体法上の取引行為と異なり法的安定性が重視されるので、訴訟能力を欠く者のした訴訟行為は当然無効とされる。
- (2)× 弁論準備的続は口頭弁論ではないので、一般公開の必要はないが、一定の関係者には公開が認められる(169条2項)。
- (3)○ 選定当事者(30条)は任意的訴訟担当が認められる場合の一つであり、訴訟担当者である選定当事者の受けた判決の効力は、115条1項2号によって被担当者である選定者に拡張される。
- (4)× 44条1項「当事者が補助参加について異議を述べたときは、…」
- (5)○ 上訴(控訴)不可分の原則。これにより、Xに附帯控訴の余地が残される。

**第2問**(配点:5×2=10点)

問(1)

確認の利益についての判例の理解を問う問題である。

正答はイ(最判平11・1・21民集53巻1号1頁〔百選27事件〕)

アは、最判平11・6・11判時1685号36頁〔百選26事件〕等によって確認の利益がないとされる  
ウも、最判平12・2・24民集54巻2号523頁〔百選25事件〕によって確認の利益がないとされる  
エも、最判平16・3・25民集58巻3号753頁〔百選29事件〕によって確認の利益がないとされる

問(2)

文書提出義務について条文の理解を問う問題である。

正答はエ(220条4号ニの除外文書なので提出義務がない)

アは220条1号、イは220条3号前段、ウは220条3号後段の文書なので提出義務がある

**第3問**(配点:20点)

訴訟の終了についての制度の理解を問う問題である。

訴えの取下げには、訴訟係属の遡及的消滅(262条1項)の効果が生じる。また、本案について終局判決があった後に訴えの取下げがなされた場合には、再訴禁止効(同2項)が生じる。

請求の放棄が調書に記載されると、「確定判決と同一の効力」(267条)が生じる。これにより訴訟終了効が生じることに争いはないが、既判力が生じるか否かについては、訴訟上の和解の効力と同様に議論がある。

**第4問**(配点:問(1)30点+問(2)20点=50点)

事例問題の分析を通じて、裁判上の自白の拘束力および訴訟承継と手続の中断・受継についての理解を問う問題である。

問(1)

本問は、裁判上の自白の裁判所に対する拘束力(審判排除効:弁論主義第2テーゼ)が生じるか否かを問うものである。自白の成立要件は、一般に、①事実についての陳述であること、②口頭弁論期日または争点整理期日における弁論としての陳述であること、③相手方の主張と一致した陳述であること、④自己

に不利益な陳述であることである。本事例におけるA(Y)の陳述がこれらの要件を満たすか否かを検討することになるが、本事例で②と③の要件を満たすことは明らかである。①については、自白の対象となる事実は何かということ踏まえ、「Yは、平成29年5月22日に、Xから500万円を受け取った」という事実が主要事実であることを明らかにして説明することが求められる。④の「不利益」の意義については、証明責任説や敗訴可能性説などの諸説があるため、この点を明らかにして説明することが望ましい。

## 問(2)

まず、相続は権利義務の包括的な承継であるため、YをZが相続したことによって、Zは特別な手続を要せずに当然に当事者の地位を取得する(当然承継。なお、ここでの当事者の交替は観念的なものである)。

そして、当然承継の効果を訴訟手続に反映させるには、中断・受継(124条以下)の手続によることになる。もっとも、本事例においては、弁護士AがYの訴訟代理人として訴訟追行していた点に着目する必要がある。すなわち、当事者の死亡によって訴訟代理権は消滅せず(58条1項1号)、訴訟代理人がある間は手続は中断しない(124条2項)ため、本事例の訴訟手続は中断しないこととなる。